

臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用料の一部が免除されます。

- ◎ 今般の新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に伴い、臨時休校期間中に放課後等デイサービスを利用した場合の利用料について、一部が国の補助金により免除されます。
- ◎ 免除の対象となる利用料は以下のとおりです。
- ◎ **免除額の差し引き方法（または返還方法）や手続きについては、利用している各放課後等デイサービス事業者へお問い合わせください。**

【免除の対象となる期間】

令和 2 年 3 月 2 日から春休みの前日まで^(※1)

(※1)臨時休校期間の始期・終期は各市町村・学校等により異なりますので、各自ご確認ください。

【免除の対象となる利用料】

免除の対象となる期間中に放課後等デイサービスを利用した場合で、下記の①～④に該当する利用料^(※2)

(※2) おやつ代などの実費負担額は免除の対象となりません。

- ① 臨時休校の開始前までは放課後等デイサービスを利用していなかった児童等で、臨時休校に伴い放課後等デイサービスの**新規支給決定を受けてサービス利用した場合**にかかる利用料
- ② 以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、臨時休校に伴い、令和 2 年 3 月当初の利用予定日数よりも多くサービスを利用した場合、**増加した日数分**の利用料
- ③ 以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、臨時休校に伴い、放課後等デイサービスの 1 日あたりの利用者負担額が増加した場合、**増加した分**^(※3)の利用料
(※3)臨時休校に伴い、平日の利用であっても休日に利用した場合の単価が適用されている場合などが対象。
- ④ 以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、臨時休校日に**通常の休校日（土日・祝日など）における支援時間よりも早い時間からサービスを利用した場合**に追加でかかる利用料
(※4)普段よりも早い時間から利用した場合であっても、追加の費用が発生していない場合は対象外。

※①～④に該当する場合であっても、3月分の利用料の合計が利用者負担額の上限額に達している等の理由で免除額が発生しない場合があります。